

平成 25 年 9 月 2 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 東京ソワール
経理部 山田倫司

「実務対応報告公開草案第 39 号」についてのコメント

私は平成24年度より、「従業員への福利厚生を目的として自社の株式を受け取ることができる権利を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引／退職時給付型」を実施しております、株式会社東京ソワール(2部上場／有限責任監査法人トーマツ)の経理部に所属しております山田と申します。

公開草案第 39 号を拝見させていただきましたが、その中の会計処理に関しまして、現時点ではまだ発生しておりませんが、近い将来発生すると考えられる事象についての会計処理が見当たらず又は参考(ヒント)になり得るものがないと思われたためこの度コメントをさせていただきました。

第 14 項(2)で、「信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用の純額が、正の値となる場合には負債に、負の値となる場合には企業において資産に、それぞれ適正な科目を用いて計上する。」としておりますが、当社では現在、信託が保有する株式に対する企業からの配当金は、「預り金」にて計上しております。さらに、第 4 項(6)では「信託終了時に、信託において配当金の受取りなどにより資金に余剰が生じた場合その余剰金は従業員に分配され、企業に帰属することはない。」としておりますが、当社の場合には継続的に配当があるため、諸費用(信託報酬等)を差し引いても「預り金」は増え続けており、この制度が廃止になるまでは延々と継続され、当社の退職時給付型である現規程上では信託に期間は設けておりません。その場合の「預り金」等に対する具体的な処理についての記載はありません。

福利厚生を目的にしていることから、余剰金の従業員への分配の公平性を考慮し、信託する自己株式を(当社保有の自己株式の処分による取得が終わり次第)預り金による株式の取得を優先的に実施し、従業員へ自己株式を付与する際には配当金(預り金)により取得した自己株式を優先的に付与(その為には別管理が必要)することにより預り金を減少させることが可能と考えております。そして、配当金(預り金)により取得した自己株式は付与時に、引当金(従業員の保有ポイント数に相当する自己株式分)に加算して給付するのではなく充当して使用することを考えております。さらに、引当金(従業員の保有ポイント数に相当する自己株式分)に充当する場合には、取崩す引当金のうち充当する額を従業員へのポイント割当時の費目である「福利厚生費」で相殺すると同時に「預り金」も同時に取崩すことを想定しておりますが、ただ第 4 項(6)でいう「…企業に帰属することはない」に反しているのではないかということもあり、現在検討中であります。

今後、会計処理をする上で当社の実施内容に即したものでなくても、何か考え方でも示していただけたらと思います。

以上、宜しく願いいたします。